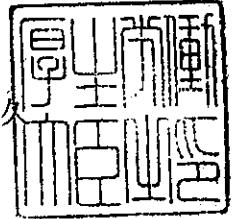


厚生労働省発食安 0326 第1号

平成 25 年 3 月 26 日

薬事・食品衛生審議会
会長 西島 正弘 殿

厚生労働大臣 田村 憲久



諮 問 書

食品衛生法（昭和 22 年法律第 233 号）第 11 条第 1 項の規定に基づき、下記の事項について、貴会の意見を求めます。

記

亜塩素酸ナトリウムの添加物としての使用基準の改正について